

速やかな病院経営改善のための支援等を求める意見書

病院の診療報酬は、令和6年6月に改定されたものの、その改定率は0.88%にとどまり、病院経営の安定化に資するものとはなっていない。

現在、長期間にわたり、光熱費、医療材料費、給食材料費だけでなく、清掃等の委託費、高額検査機器導入費や工事関係費など幅広い分野にわたる物価高騰と医療従事者の人件費の高騰が続いており、病院経営を極度に圧迫する状況が続いている。

令和7年3月に一般社団法人日本病院会等の6病院団体が調査した「2024年度診療報酬改定後の病院経営状況」によれば、令和6年の診療報酬改定後、病床利用率は上昇傾向にあるものの、医業利益率、経常利益率は悪化の傾向が認められたとされている。

首都圏に位置する本県では、物価高騰や人件費高騰の影響は更に厳しく、収入を増やすための努力が、物価高騰などによる支出増に到底追いつかない状況であり、病院経営の悪化は深刻である。

こうした状況を踏まえ、県内の医療関係団体は、国や県に対して要望を実施してきた。また、本県も、国に対し要望を実施している。

地域の医療体制を維持し、県民の「いのち」を守るために、病院経営を安定化させ、更に持続可能なものとする事は、喫緊の課題である。現行制度及び現行の診療報酬では、病院経営が早晚立ち行かなくなるおそれがあると言わざるを得ない。

そこで、地域の医療体制を守る病院経営の改善を図ることは、国の責任において取り組むべき重要な課題と考える。

よって国会及び政府は、次の事項について、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 「社会保障関係費の伸びを高齢化の範囲内に抑制する」という国の財政フレームを根本的に見直すこと。
- 2 診療報酬について、物価や賃金等の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること。
- 3 病院経営の基本となる診療報酬について、入院基本料を中心に速やかに改定すること。
- 4 病院経営の現状を考慮し、地域医療を守るため、診療報酬改定や新たな仕組みの導入が実施されるまでの間、緊急的な財政的支援を実施すること。
- 5 病院の診療報酬について、「原則課税」とするよう見直し、控除対象外消費税の問題を抜本的に解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月25日

衆	議	院	議	長)	殿
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		
総	務	務	大	臣		
財	務	務	大	臣		
厚	生	労	働	大	臣	

神奈川県議会議長